

## 大田区景観計画の解説資料の作成について

## 1. 解説資料の作成の目的

- ・大田区では、平成 25 年 10 月から始まる大田区景観計画の運用に向けて、大田区景観計画の内容や計画に基づく手続きなどを分かりやすく解説した 6 つの解説資料を作成します。

## 各種解説資料について

資料名	作成の目的	資料内容	想定される利用者
大田区景観計画概要版	景観計画になじみのない方にも景観計画を理解してもらうため	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画のダイジェスト版。</li> <li>・大田区景観計画の特徴である市街地類型、景観資源、景観形成重点地区による 3 つの景観づくりとそれに基づく景観形成誘導、大田区景観計画の全体像について概略的に解説。</li> </ul>	区民・事業者全般
大田区建築物景観ガイドライン	大田区における景観づくりの目標、景観形成の方針、景観形成基準を理解してもらうため	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地類型、景観資源、景観形成重点地区ごとの建築物に関する景観形成基準の考え方や基準に基づく景観形成の誘導事例を写真やイラストを交えて記載。</li> </ul>	主に建築行為を行う区民、事業者
大田区色彩ガイドライン	色彩基準を知ってもらうため	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地類型、景観形成重点地区などの色彩基準を解説。</li> <li>・色彩基準の適用方法を解説。</li> <li>・地域の特性に応じた色彩の事例や色彩計画上の留意点も記載。</li> </ul>	主に建築行為、工作物の建設等を行う区民、事業者
大田区公共施設ガイドライン	公共建築及び道路、河川、公園などの土木施設の景観形成誘導のため	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大田区庁内向けのガイドライン。</li> <li>・主に公共施設における景観形成の考え方、庁内における景観形成の検討手順、各種公共施設別の景観形成上の留意点を解説。</li> </ul>	大田区庁内の公共施設に関わる所管部局担当者
景観法に基づく手続き等について	景観法に基づく届出や大田区景観条例に基づく事前協議の内容を知ってもらうため	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法に基づく届出や大田区景観条例に基づく事前協議の流れ、提出が必要となる書類など手続きに必要な内容を記載。</li> </ul>	景観法に基づく届出等が必要となることが分かっている区民・事業者
小規模な建築物からの景観まちづくり	届出対象に限らず景観づくりが必要であることを知ってもらうため	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出対象にならない場合でも大田区景観計画に基づく景観づくりが必要であることを記載。</li> <li>・主に区内共通の景観形成基準を紹介するとともに、住宅地、商業地、工場がある地区といった地区別に景観形成の工夫や事例を紹介。</li> </ul>	届出対象行為に限らず建築行為を行う区民、事業者

※資料名は変更する可能性があります。

## 2. 大田区景観計画との関係

- ・各資料を用いて、大田区景観計画の普及啓発を図るとともに、景観づくりを推進することによって、大田区景観計画の目指す景観形成を実現していきます。

### 大田区景観計画と各解説資料の関係

